

入場料を取る目的の利用または営業・商業宣伝等の目的での利用の場合の利用料の増減

入場料の区分	利用料の増額
入場料が 1,030 円以下の場合	各部屋の利用料に 100 分の 100 を乗じて得た額
入場料が 1,030 円を超え、2,060 円以下の場合	各部屋の利用料に 100 分の 130 を乗じて得た額
入場料が 2,060 円を超え、3,090 円以下の場合	各部屋の利用料に 100 分の 150 を乗じて得た額
入場料を徴しないが、利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的のために利用する場合	
入場料が 3,090 円を超える場合	各部屋の利用料に 100 分の 180 を乗じて得た額

なお、この場合、練習もしくは、事前の準備等に係る施設利用については、各施設の利用時間帯の平日あるいは土・日・祝祭日料金に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。